

**新県立中央図書館
交流スペース等（ソフトインフラ）事業構想策定支援業務
提案競技実施要項**

**令和5年6月
静岡県教育委員会**

目 次

1 趣旨.....	1
2 提案競技の概要.....	1
3 参加資格.....	2
4 手続等.....	3
5 優先交渉権者の特定方法.....	4
6 その他.....	5

- 参加表明書（様式1）
- 質問書（様式2）
- 提案書（様式3）
- 提案内容（様式4）
- 別紙2 評価基準に係る業務担当予定者の業務実績・研究実績等（様式5）
- 辞退届（様式6）
- 提案書等作成要領（別紙1）
- 提案書評価基準（別紙2）
- 想定される課題（別紙3）

新県立中央図書館交流スペース等（ソフトインフラ）事業構想策定支援業務提案競技実施要項

1 趣旨

新県立中央図書館交流スペース等（ソフトインフラ）事業構想策定支援業務は、新県立中央図書館整備事業に関連する計画・構想を踏まえつつ、現在行っている設計業務委託との整合を図りながら、必要な事項を実施設計に反映するとともに、直営で行う従来型の図書館機能と交流スペースをはじめとした新しいタイプの図書館機能を融合させ、今後、運営者の公募や開館後の運営も見据えた交流スペース等の事業構想の策定へ向けて、別紙に記載した想定される諸課題等を解決するために、調査・検討などの支援業務を委託するものとする。

事業構想策定支援に当たっては、高度な専門的知識やノウハウ等を活用するため、提案競技（プロポーザル方式）により優先交渉権者を選定することとした。

この実施要項は、本業務の提案競技への参加資格、応募手続き等提案競技に参加しようとする者が熟知し、かつ遵守しなければならない事項及び提案手続を示したものである。

2 提案競技の概要

(1) 業務名

新県立中央図書館交流スペース等（ソフトインフラ）事業構想策定支援業務（以下、「本業務」という。）

(2) 業務内容

本業務は、新県立中央図書館整備において、交流スペース等に関する類似した施設及び備品の整備状況、運営者の公募方法や運営状況等の課題の整理、運営者が必要とする情報システムの要件整理など、建築設計に関連して考慮すべき事項の検討等を行い、それを実現する事業構想の策定とそれに必要な調査・分析等を実施するものである。

(3) 仕様

「新県立中央図書館交流スペース等（ソフトインフラ）事業構想策定支援業務業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）による。

(4) 業務期間

契約日から令和6年3月31日までとする。

(5) 担当部局

書類の提出先、質問先及び受付時間は次のとおりとする。

名 称：静岡県教育委員会新図書館整備課

住 所：〒420-8601 静岡市葵区追手町9番6号

電 話：054-221-3676

F A X：054-221-3362

電子メール：new_lib@pref.shizuoka.lg.jp

受付時間：土曜日及び日曜日を除く日の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで

3 参加資格

次に掲げる要件をすべて満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 提案書提出時点までに、静岡県が発注する一般業務の委託に係る競争入札参加資格において、「調査」又は「イベント」のいずれかの競争入札参加資格を有する者であること。
- (3) 参加表明書の提出期限の日から契約日までの期間において、一般業務の委託に係る競争入札参加資格等の停止基準に基づく入札参加停止を受けていない者であること。
- (4) 民事再生法（平成11年法律第225号）附則第2条による廃止前の和議法（大正11年法律第72号）第12条第1項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。
- (5) 民事再生法第21条第1項又は第2項の規定による再生手続開始の申立てをしていない、又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第33条第1項の再生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第174条第1項の再生計画認可の決定が確定した場合にあっては、再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (7) 提案価格の上限は、9,999,999円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）未満とする。
なお、消費税及び地方消費税の額は、税抜き額のうち業務の費用に100分の10を乗じて得た額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）の合計額とする。
支払いは業務完了報告書を提出し委託者の検査に合格した後に請求できるものとする。
- (8) 以下に該当しない者であること。
 - ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に該当する団体（以下「暴力団」という。）
 - イ 個人又は法人の代表者が暴力団員等（法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。）である者
 - ウ 法人の役員等（法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外のものをいう。）が暴力団員等である者
 - エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員等を利用している者
 - オ 暴力団若しくは暴力団員等に対して、資金等提供若しくは便宜供与する等直接的又は

- 積極的に暴力団の維持運営に協力し又は関与している者
- カ 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者
- キ 相手方が暴力団又は暴力団員等であることを知りながら、下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約を締結している者

4 手続等

(1) 提案競技実施要項等の配布期間及び配布場所

ア 配布期間

令和5年6月6日（火曜日）午前9時から同年6月20日（火曜日）午後5時まで

（ただし、土曜日及び日曜日を除く日の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで）

イ 配布場所

2（5）に同じ

(2) 参加表明書の提出

提案書を提出しようとする場合は、あらかじめ次により「参加表明書」（様式1）を提出するものとする。なお、期限までに参加表明書を提出しない場合は、提案書を受け付けないので注意すること。

ア 提出期限

令和5年6月21日（水曜日）午後5時まで

イ 提出場所

2（5）に同じ

ウ 提出方法

持参、郵送又は宅配便による。（いずれの方法でも提出期限内に本課に必着のこと。）

(3) 質問事項の受付・締切について

本要項の内容などについての質問は、「質問書」（様式2）により提出すること。

ア 提出期限

令和5年6月21日（水曜日）午後5時まで

締切時刻以降の質問については、受け付けない。

イ 質問受付窓口

2（5）に同じ

ウ 質問方法

電子メールによるものとし、送信時には受付窓口あて必ず到達確認を行うものとする。

エ メール送信先・方法

2（5）に記載の電子メールアドレスに、「質問書」（様式3）を添付し、件名に提案協議に係る質問である旨を記載すること。

オ 回答期限

回答は、令和5年6月26日（月曜日）までに、参加表明書を提出した者すべてに対し、同書記載の連絡先電子メールアドレスあてに通知する。（ただし、個人情報等は除く。）

(4) 提案書の提出

提案競技に参加を希望する者は、別添「新県立中央図書館交流スペース等（ソフトインフ

ラ) 事業構想策定支援業務業務委託仕様書」を熟読の上、別紙 1 の提案書等作成要領に基づいて作成した「提案書」(様式 3) 及び様式を以下により提出すること。

ア 提出期限

令和 5 年 6 月 29 日 (木曜日) 午後 5 時まで

イ 提出場所

2 (5) に同じ

ウ 提出方法

持参、郵送又は宅配便による。(いずれの方法でも提出期限内に本課に必着のこと。)

なお、持参の場合は、持参日の前日までに事前連絡すること。

エ 提出書類及び提出部数等

提出書類及び提出部数等は以下のとおりとする。

提出書類	部数
提案書 (様式 3)	1 部
提案書提案内容 (様式 4)	11 部
別紙 2 評価基準に係る業務担当予定者の業務実績・研究実績等 (様式 5)	1 部
会社概要 (個人の場合は、確定申告書の写し又は開業届の写し)	1 部
一般業務の委託に係る競争入札参加資格審査結果通知書の写し	1 部
見積書・積算内訳書	1 部

※提案書提案内容 (様式 4) については、社名有り 9 部、社名なし 2 部用意すること。

オ 著作権等

(ア) 提案書の著作権は、原則として提案書を提出した提案者に帰属する。ただし、本業務に関する公表等で特に必要と認める場合には、県は提案書の全部又は一部を使用できるものとする。

(イ) 提案書は、非公開とする。

(ウ) 提案書は、返却しない。

(エ) 提案内容に含まれる著作権・特許権などの法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果生じた責任は、原則として提案者が負う。

(5) プレゼンテーション

提案書の提出後、次の日程でプレゼンテーション (順番は提案書受付順による。) を行うものとする。実施時間等は、提案書提出者に別途通知する。

ア 実施日

令和 5 年 7 月 4 日 (火曜日) ※予定

イ 実施時間、実施方法

別途通知する。(Zoom 等 Web 会議による説明も可とする。ただし、当該 Web 会議に関する ID・パスワード等は、提案者側で準備し、前日までに担当部局に連絡すること。)

5 優先交渉権者の特定方法

(1) 優先交渉権者は新県立中央図書館交流スペース等 (ソフトインフラ) 事業構想策定支援業

務競技審査委員会（以下「審査委員会」という。）において、別紙2の評価基準により提案内容を評価し特定する。

(2) 選定結果の通知

選定結果は提案書の提出を行ったすべての者に通知する。

(3) 優先交渉権者の取扱

(1)により特定した優先交渉権者と委託仕様について協議の上、本業務の委託契約の手続を行う。

(4) 優先交渉権者の参加資格喪失時、交渉権放棄時の取扱い

優先交渉権者特定後に当該事業者が3の参加資格を満たさなくなった場合又はその権利を放棄した場合は、審査委員会において優先交渉権者を再選定できるものとする。

(5) 優先交渉権の非特定理由に関する事項

ア (2)の通知のうち、非特定の通知を受けた者は、非特定の通知の日の翌日から起算して5日以内に書面により、静岡県教育委員会新図書館整備課に対して非特定理由について説明を求めることができる。

イ 説明を求められたときは、書面により回答する。

ウ アの書面の提出先は、2(5)に同じとする。

6 その他

(1) 失格の条件

以下の条件の一に該当する場合は、失格とする。

ア 募集要項の規定に違反したもの

イ 虚偽の内容が記載されていたもの

ウ 提案価格の上限を超えて提案されたもの

(2) 提案書を作成した者は、提案書の内容に関し説明を求められた場合は、それに応じる義務を有するものとする。

(3) 提案価格が著しく低い場合等は、積算根拠の詳細等の説明を求めることがある。

(4) 提案書の作成など、提案競技への参加に要する費用は、参加者の負担とする。

(5) 提出期限後における提案書の提出、再提出及び差替えは認めない。

(6) 契約の相手方として決定するまでは、辞退届（様式7）の提出により、参加を辞退できるものとする。

(7) 提案書の作成において、県より知り得た情報は、第三者に漏らしてはならない。

(8) 書類等の作成に用いる言語、通貨は、日本語、日本円とする。

(9) 関連情報を入手するための参照窓口等

ア この募集要項等に定めることのほか、提案競技等の実施に当たって必要な事項が生じた場合の掲載先

静岡県教育委員会新図書館整備課ホームページ

(URL : <https://www.pref.shizuoka.jp/kodomokyoiku/school/kyoiku/shakaikyoiku/1003942/index.html>)

イ 関連法規(静岡県条例、規則、公報)閲覧先

静岡県例規集ホームページ

(URL : <https://www1.g-reiki.net/reiki646/reiki.html>)

ウ 一般業務委託の競争入札参加資格申請に関する情報

静岡県 県政情報 入札参加資格 ホームページ

(URL : <https://www.pref.shizuoka.jp/kensei/nyusatsukobai/nyusatsushikaku/1030418.html>)

(10) 提案競技スケジュール

日 付	内 容
令和5年6月6日(火曜日)	提案競技の告知(公告・ホームページへの掲載)
令和5年6月6日(火曜日)	提案競技実施要項の交付開始
令和5年6月20日(火曜日)	提案競技実施要項の交付終了
令和5年6月21日(水曜日)	参加表明書の受付終了
令和5年6月29日(木曜日)	提案書の受付終了
令和5年7月4日(火曜日)	プレゼンテーション及び審査(予定)
令和5年7月6日(木曜日)	審査結果発表(予定)